

# 補 足 資 料

(その他要望にない項目等)

平成 24 年 11 月 14 日 (水)

財 務 省

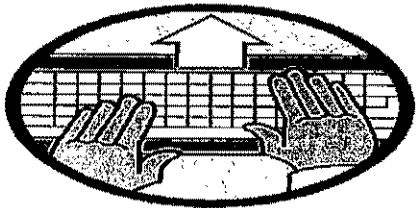
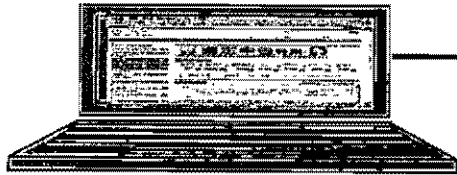
# 目 次

## 【資料・項目番号】

【①】	・ 自宅等からの納税証明書のオンライン請求(窓口交付分)に係る電子署名等の省略	1
【②】	・ 災害による期限延長等の場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長	2
【③】	・ 災害による申告期限延長の場合の特別還付金請求書に対する決定期間の延長	3
【④】	・ 本店の移転があった場合の利子等の源泉所得税の納税地の見直し	4
【⑤】	・ 源泉所得税に係る加算税の賦課決定の所轄庁の特例規定等の見直し	5
【⑥】	・ 被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者を見直し	6
【⑦】	・ 再び居住の用に供した場合の住宅ローン控除制度の見直し	7
【⑧】	・ 財産債務明細書の記載事項の整備	8
【⑨】	・ 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例の所要の規定の整備	9
【⑩】	・ 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化	10
【⑪】	・ 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し	11
【⑫】	・ 連結子法人株式の帳簿価額の修正(投資簿価修正)	12
	・ 連結子法人の個別利益積立金額がマイナスである場合の投資簿価修正とみなし配当事由	13
【⑬】	・ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	14
	・ 期限切れ欠損金の控除順序(中小法人以外の法人の場合)	15
【⑭】	・ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入	16
	・ 適格合併等における欠損金の制限措置	17
【⑮】	・ 連結特定同族会社の特別税率	19
	・ 連結法人間で剰余金の配当が行われた場合の連結利益積立金額と連結留保金額	20
【⑯・⑰】	・ 入国者が輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例	21
【⑱】	・ 徴収共助制度の見直し	22
【⑲】	・ 過大支払利子税制の見直し	23
【⑳】	・ 平成24年度税制改正大綱(抄)	24

# 自宅等からの納税証明書のオンライン請求(窓口交付分)に係る電子署名等の省略

請求者(代理人) 【請求者の自宅等】



①オンライン請求

**【現行】**  
自宅等からオンライン請求をし、税務署窓口で書面にて納税証明書の交付を受ける場合において、電子署名及び電子証明書が必要

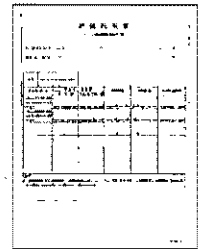


**【見直し案】**  
上記の場合に電子署名及び電子証明書を不要とする。

【税務署】



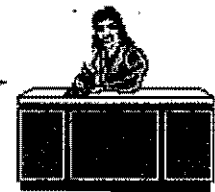
③納税証明書作成



請求者(代理人)



(税務署窓口)



②身分証明書(委任状)等の提示



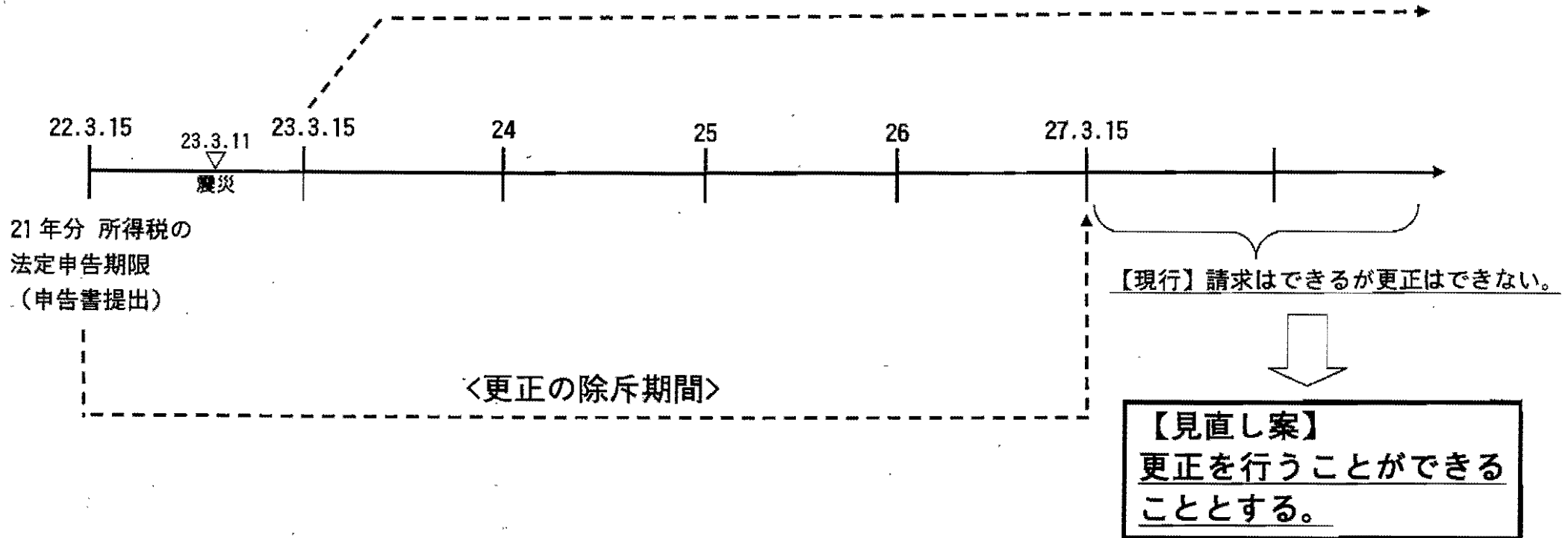
④納税証明書の交付



災害による期限延長等の場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長

(申告所得税の例)

<請求期間 → 震災による期限の延長>

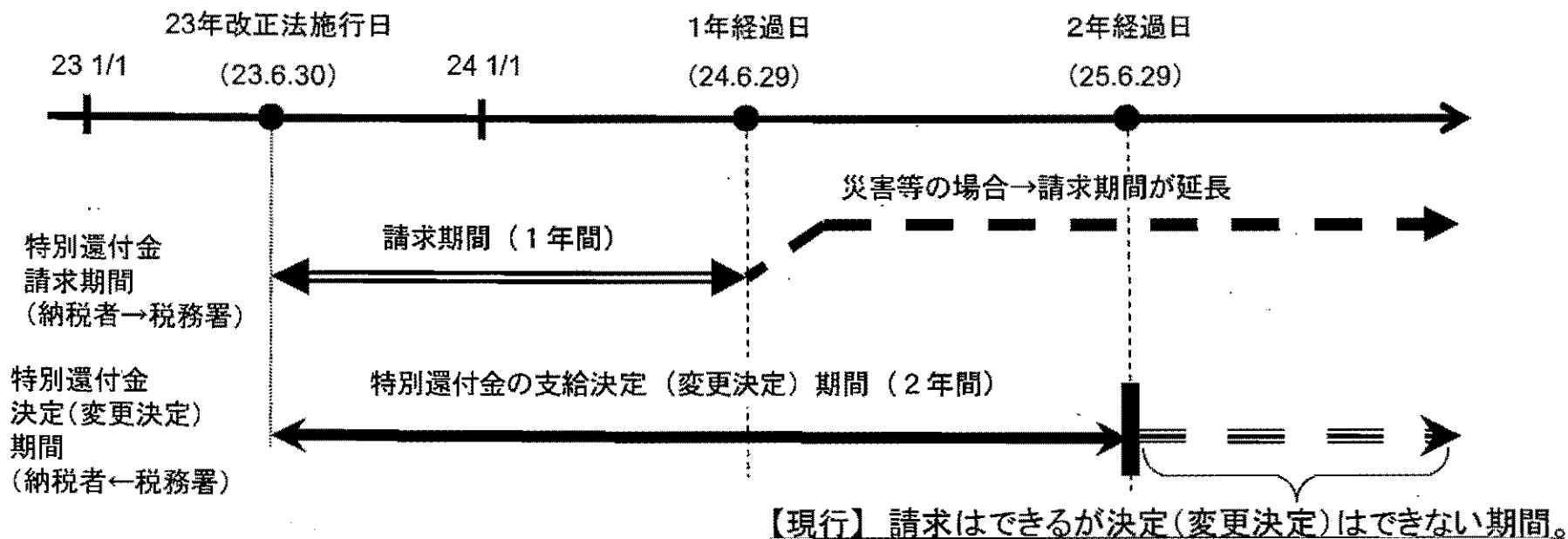


(注) 上記の改正とあわせて、期間の満了日が日祭日に当たりその翌日が期限とされる場合の更正の請求に対しても更正ができるよう、更正の除斥期間を延長する。

## 災害による申告期限延長の場合の 特別還付金請求書に対する決定期間の延長

### 【特別還付金制度の概要】

相続等保険年金に係る二重課税への対応として、過去5年分より以前の所得税に対する特別な還付措置として講じられた「特別還付金」については、平成23年6月30日から平成24年6月29日までに特別還付金請求書を提出し、平成25年6月29日までの間に税務署長は支給決定を行うこととされている。



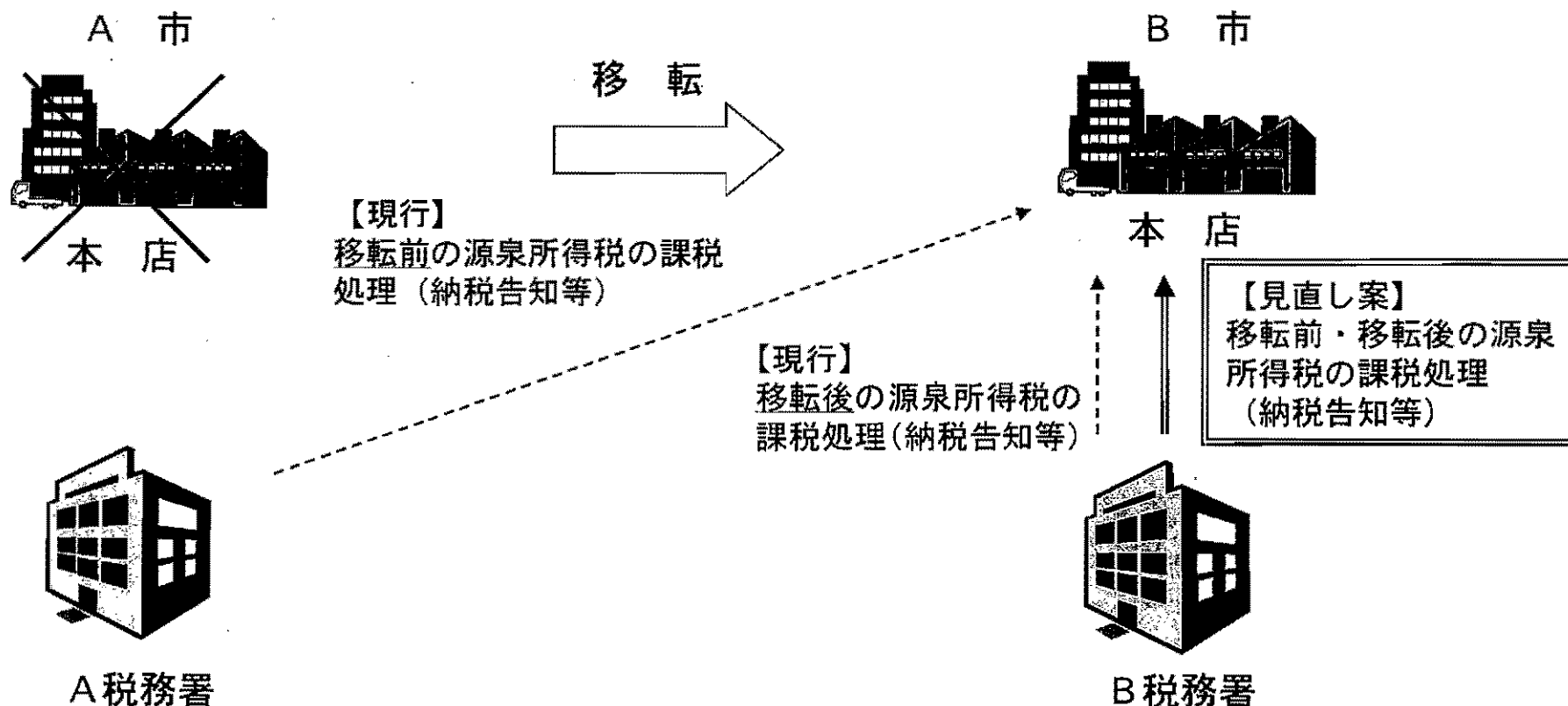
### 【見直し案】

災害により延長される場合の特別還付金の請求に対する特別還付金の決定(変更決定)は、特別還付金請求書の提出から1年間行うことができることとする。

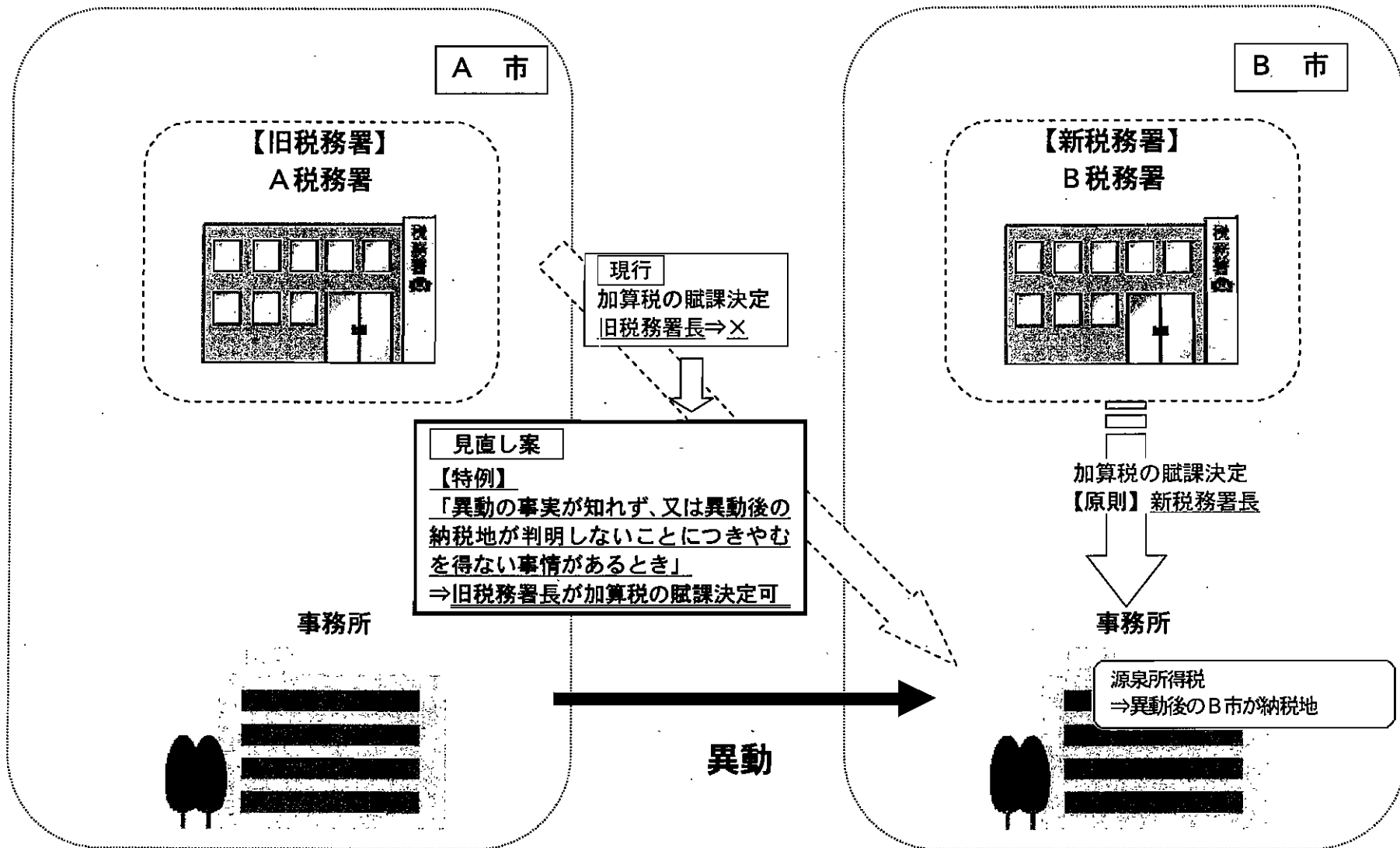
## 本店の移転があった場合の利子等の源泉所得税の納税地の見直し

- 利子等の源泉所得税の納税地は支払ったときの本店の所在地とされていることから、本店が移転した場合に移転前に支払われた利子等に係る課税処理（納税の告知）や納税者からの還付請求に対する還付処理は、移転前の本店の所在地の所轄税務署が行うことになる。
- 納税者の利便性や税務署の事務の迅速性等の観点から、国内において本店の移転があった場合には、移転後の本店の所在地の所轄税務署が課税処理を行う制度に変更する。

※ 納税地が支払事務所となっている給与等に係る源泉所得税については、移転後の支払事務所を納税地とする措置を平成23年度改正で手当済。



源泉所得税に係る加算税の賦課決定の所轄庁の特例規定等の見直し



(注1) 申告所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る加算税の賦課決定には、上記の特例が設けられている(通法33条②二)。

(注2) 上記の改正の他に、納税地異動の場合における異議申立先に関する規定(通法85条)及び異議申立事件の決定機関の特例に関する規定(通法86条)についても、源泉所得税の納税地が異動することとなったことを踏まえた見直しを行う。

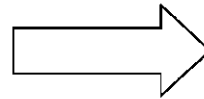
## 被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者の見直し

東日本大震災により居住用家屋が被災し居住の用に供せなくなり、かつ、当該家屋の所有者が死亡した後に於いて、当該家屋に同居していた相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、一定の要件の下、当該同居相続人が居住用財産を譲渡した場合の各種の特例の適用を受けることができることとする。



### 【現行】

居住用家屋の所有者が譲渡した場合に各種の特例の適用を受けることができる。



### 【見直し案】

居住用家屋の所有者と同居していた相続人がその敷地を譲渡した場合に特例の適用を受けることができる。

### 【対象となる措置】

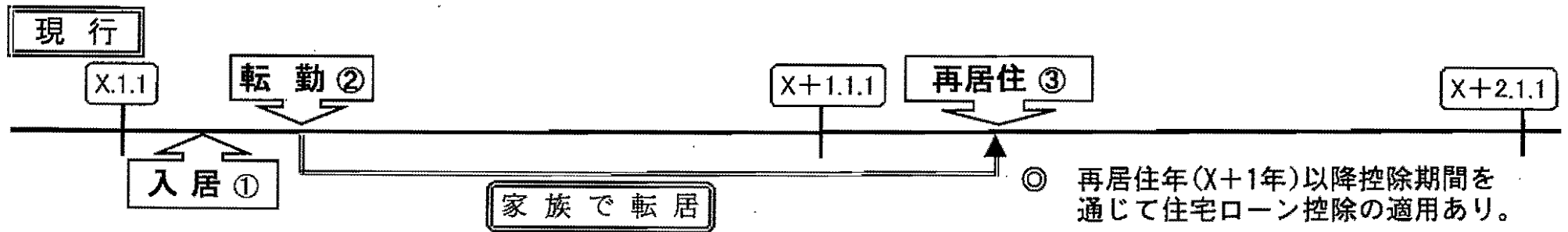
- ・ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
- ・ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

※ 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の特例についても同様の措置を講ずる。

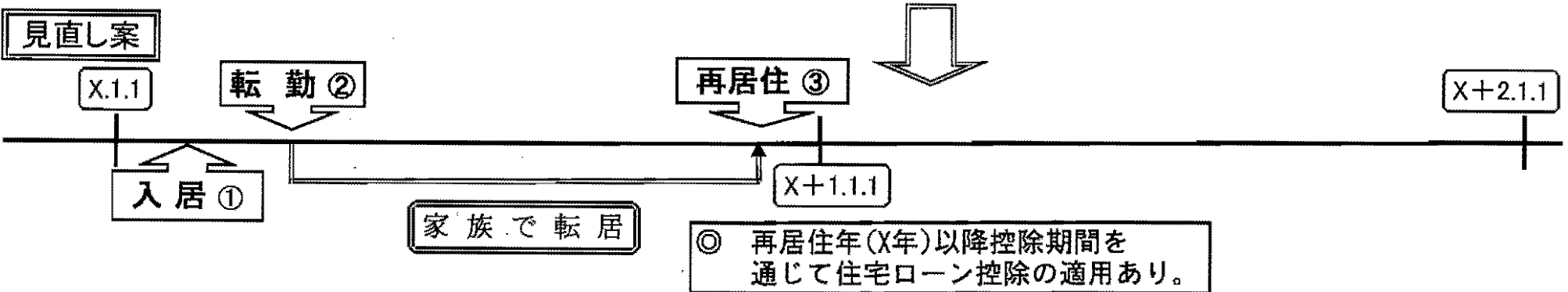
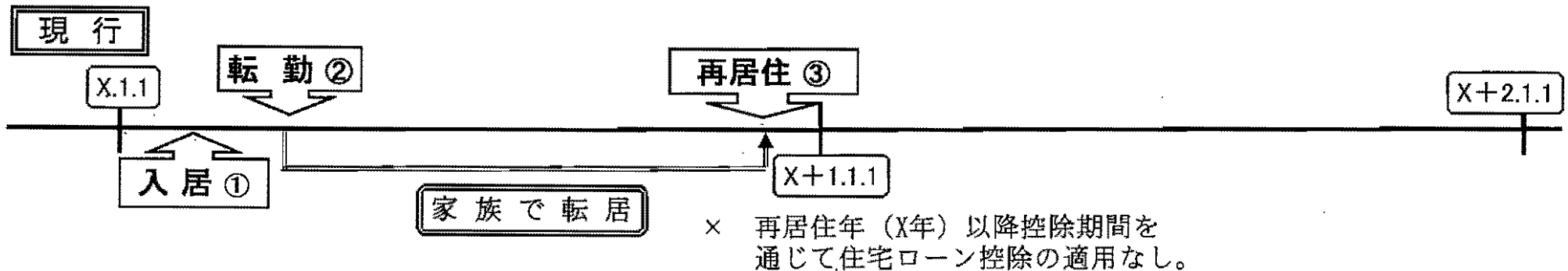


# 再び居住の用に供した場合の住宅ローン控除制度の見直し

(1) 当初居住年の翌年(X+1年)以降に再居住した場合



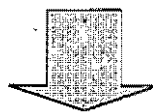
(2) 当初居住年(X年)に再居住した場合(取得から6ヶ月を超えて再居住した場合に限る。)



## 財産債務明細書の記載事項の整備

### 【現行制度の概要】

- 確定申告書の提出義務者で、その年分の各種所得の金額の合計額が 2,000 万円を超える場合には、その年の 12 月 31 日現在の財産及び債務についてその種類、金額等を記載した「財産債務明細書」を確定申告書に添付して税務署長に提出しなければならないこととされている。
- また、「財産債務明細書」に記載すべき公社債、株式並びに貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益権（以下「公社債等」という。）の価額は、これらの権利を表示する証券の額面金額とされ、無額面株式については発行価額とされている。



### 【見直し案】

平成 24 年度改正において創設された国外財産調書制度との平仄をとる観点等から、「財産債務明細書」に記載すべき公社債等の価額をその年 12 月 31 日における時価（時価の算定が困難な場合には、取得価額）とする。

資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例の所要の規定の整備

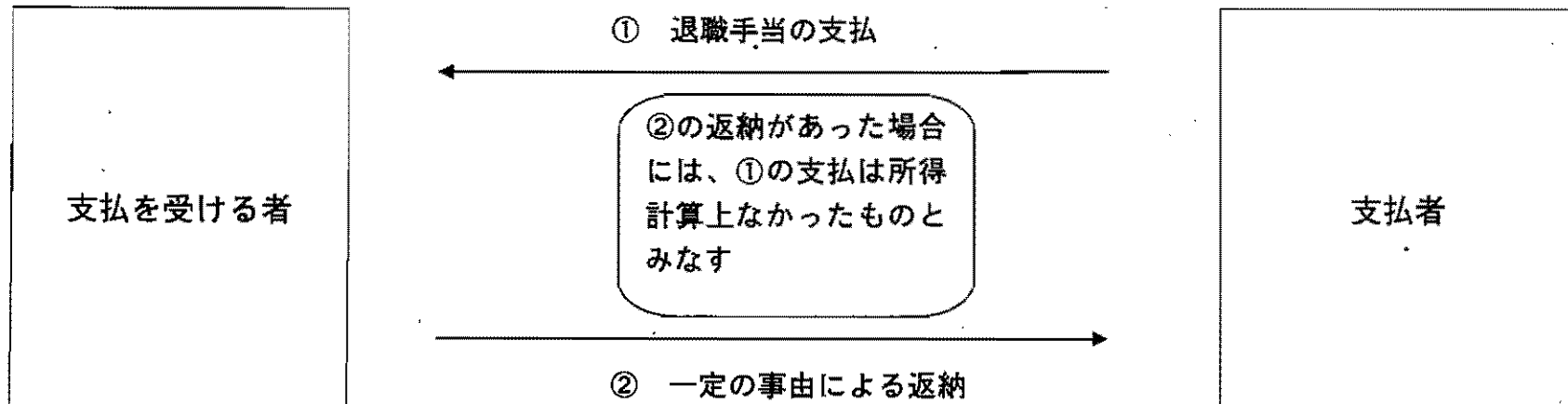
【現行制度の概要】

次の(1)又は(2)に該当する場合には、その回収することができないこととなった金額又は返還すべきこととなった金額に対応する部分の金額は、各種所得の金額の計算上、なかったものとみなされる。

- (1) 各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額を回収することができなくなった場合
- (2) 「法律の規定」による返還等の事由に該当することにより、収入金額を返還すべきこととなった場合

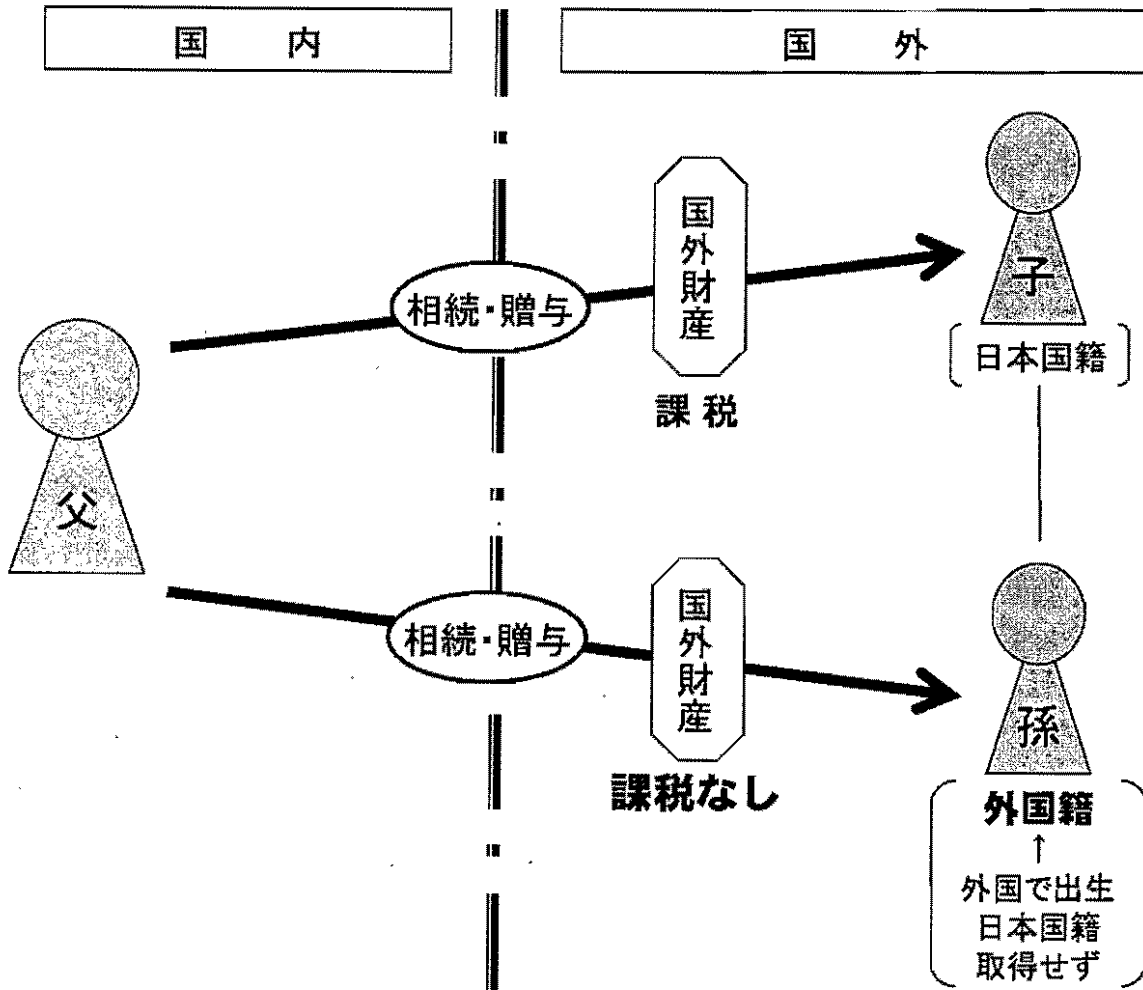
【見直し案】 上記(2)の「法律の規定」として例示している「国有林野事業の改革のための特別措置法」の廃止に伴い、「国家公務員退職手当法」を例示する等の所要の規定の整備を行う。

【上記(2)のイメージ】



# 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化

- 相続人等が国外に居住している場合において、その相続人等が日本国籍を有するときは、国外財産についても課税される一方で、日本国籍を有しないときは課税されない。
- 子や孫等に外国籍を取得させることにより、国外財産への課税を免れるような租税回避事例が生じていることから、相続税・贈与税の納税義務の範囲について検討。



【平成23年度 国籍喪失者・取得者数】

国籍喪失者	880人
国籍取得者	1,207人

(出典)法務省HPより。  
 (注)「国籍喪失者」には、外国で出生し外国籍を取得した日本国民で国籍留保しなかった者が含まれ、「国籍取得者」には、この者が日本国籍を取得した場合が含まれている。

【相続税・贈与税の納税義務の範囲(現行)】

相続人 受贈者		国内に居住	国外に居住	
			日本国籍あり	日本国籍なし
被相続人 贈与者	国内に居住	5年以内に国内に住所あり	左記以外	国内財産のみ課税
	国外に居住	5年以内に国内に住所あり	上記以外	国内財産のみ課税

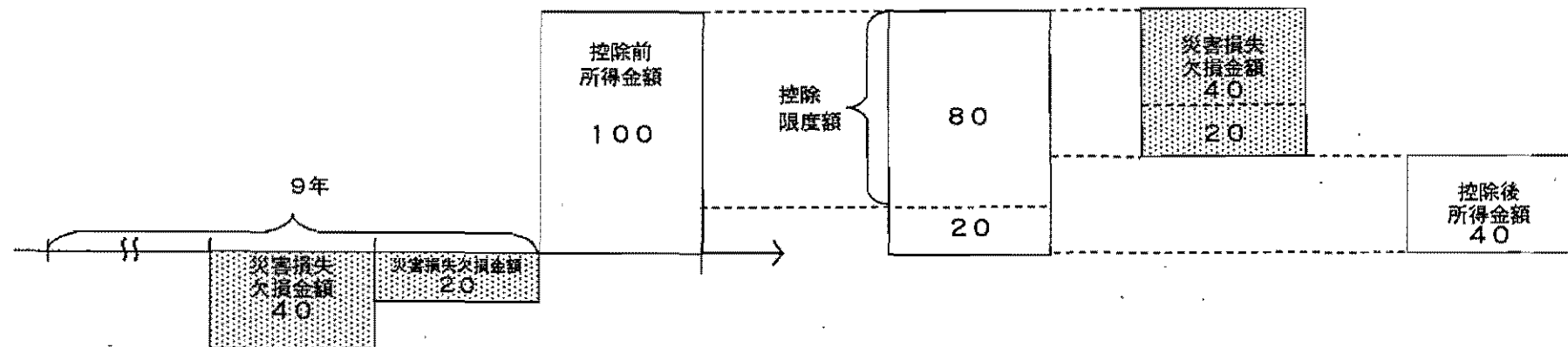
国内に居住 / 国外に居住 (被相続人・贈与者) → 国内に居住 / 国外に居住 (相続人・受贈者) → 国内財産 / 国外財産 → 課税 / 課税なし

(注)上図の破線内は、米英独仏等においては国外財産にも課税。

## 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し

### 【現行制度の概要】

事業年度開始の日前9年以内に開始した各事業年度（青色申告書を提出しなかった事業年度に限る。）において生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は繰延資産について災害により生じた損失（災害損失欠損金額）は、当期の所得金額の8割（中小法人については所得金額）を限度に、損金の額に算入する（法58①）。



※ ただし、以下の要件を全て満たしている場合に限り、適用を受けることができる（法58⑤）。

- ① 災害損失欠損金額の生じた事業年度に損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出していること。
- ② 災害損失欠損金額の生じた事業年度の後において連続して確定申告書を提出していること。
- ③ 災害損失欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を保存していること。

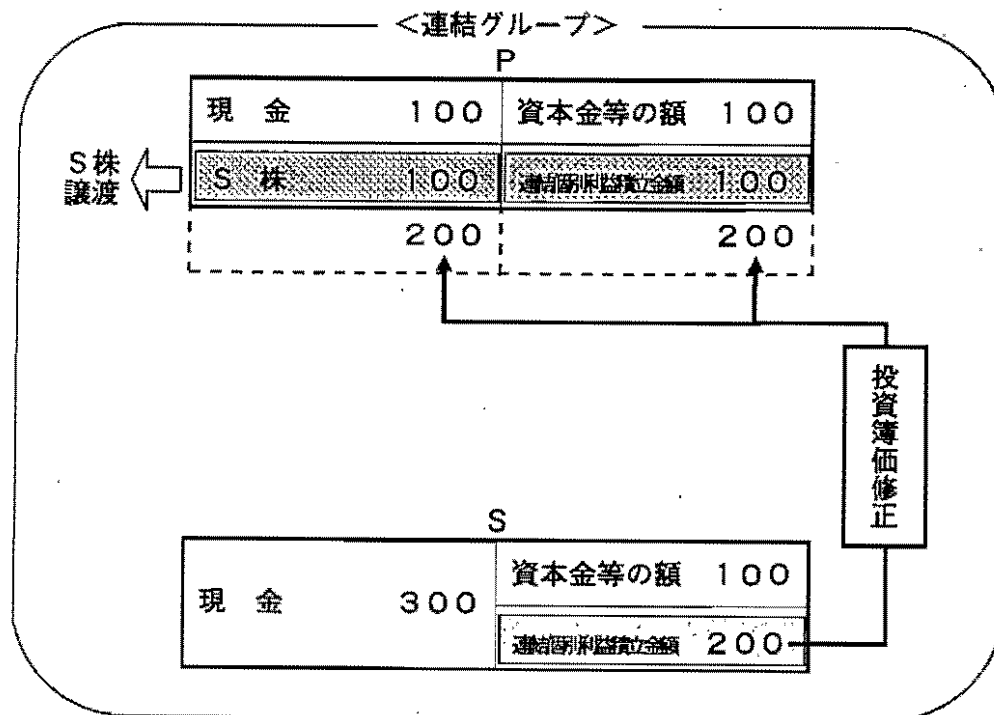
### 【問題点】

上記①の要件について、「明細を記載した確定申告書を提出している場合」と規定されていることから、修正申告や更正の請求の際に明細を記載した書類を添付した場合には適用ができないのではないかという疑義が生ずる。

# 連結子法人株式の帳簿価額の修正（投資簿価修正）

## 【現行制度の概要】

- 連結子法人株式の帳簿価額の修正と連結個別利益積立金額の調整（投資簿価修正）は、連結子法人の稼得した利益に対する二重課税や連結子法人に生じた損失について二重控除をすることがないようにとの観点から設けられている制度。
- 連結法人が連結子法人株式について譲渡を行うなどの事由（譲渡等修正事由）が生ずる場合において、その連結子法人株式を有する連結法人は、その譲渡等の処理の前に、その連結子法人株式につきその連結子法人の連結個別利益積立金額の増加額又は減少額に相当する金額の帳簿価額の修正を行うとともに、自己の連結個別利益積立金額につきその修正額に相当する金額の増加又は減少の調整を行うこととされている（法令 9①六②～④、9の2①四②③、9の3、119の3⑤）。



## 【連結親法人Pが連結子法人Sの株式を譲渡した場合】

### ○ 投資簿価修正

- ① S株 200 / 連結個別利益積立金額 200
  - ② 現金 300 / S株 300
- 譲渡益なし

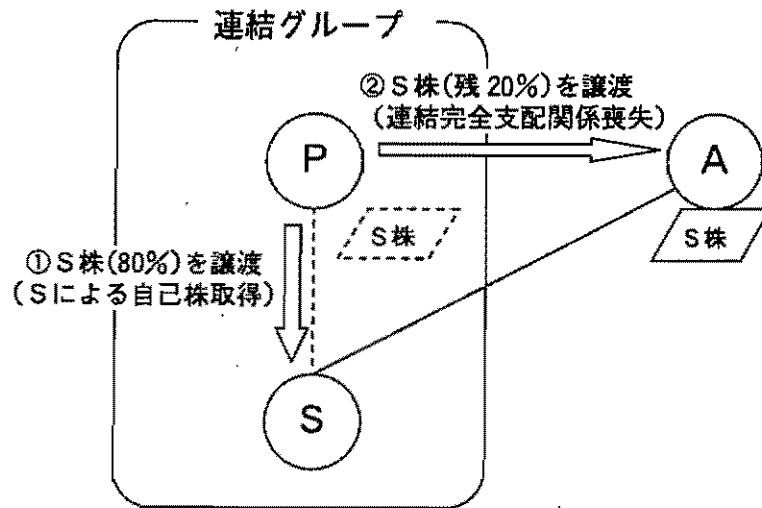
### （参考）投資簿価修正が行われない場合

- 現金 300 / S株 100
- / 譲渡益 200

## 【譲渡等修正事由】

- ① 連結子法人株式の譲渡
- ② 連結子法人株式の評価換え
- ③ 連結完全支配関係の喪失（離脱）
- ④ 連結子法人にみなし配当事由が生じたこと
- ⑤ 上位の連結法人に①～④の事由が生じたこと

## 連結子法人の個別利益積立金額がマイナスである場合の投資簿価修正とみなし配当事由



- ・①の譲渡時  
Sによる自己株式取得時には、Pの保有するS株の帳簿価額は修正されない(法令9③一)。
- ・②の譲渡時  
連結グループ外へのS株の譲渡は譲渡等修正事由に該当し(法令9②三)、Sの利益積立金額がPの保有するS株の帳簿価額へ加算される。

### 【問題点】

①の取引時に投資簿価修正が行われず、②の取引時にSの利益積立金額の全額につき投資簿価修正を行われるため、Pの保有するS株の簿価が過少に修正される。その結果として、譲渡益が生ずるのではないかという疑義がある。

### 【計算例】

	当初 (①の直前)	① S株 (80%) を譲渡	譲渡後 (①の後)	② S株 (残 20%) を譲渡							
P	B/S	譲渡直前	B/S (①の後)	譲渡直前							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金等 1,000</td> <td style="text-align: center;">資本金等の額 1,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S株 1,000</td> <td style="text-align: center;">利益積立金額 1,000</td> </tr> </table>	現金等 1,000	資本金等の額 1,000	S株 1,000	利益積立金額 1,000	修正仕訳なし (簿価修正は0) (令9②四、③一)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金等 1,160</td> <td style="text-align: center;">資本金等の額 360</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S株 200</td> <td style="text-align: center;">利益積立金額 1,000</td> </tr> </table>	現金等 1,160	資本金等の額 360	S株 200	利益積立金額 1,000
現金等 1,000	資本金等の額 1,000										
S株 1,000	利益積立金額 1,000										
現金等 1,160	資本金等の額 360										
S株 200	利益積立金額 1,000										
		譲渡時		譲渡時							
		現金等 160 / S株 800 資本金等の額 $\Delta 640$ (法61の2⑩、令8①十九)		現金等 40 / S株 $\Delta 600$ 譲渡益 640 ?							
S	B/S	取得時	B/S (①の後)								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金等 200</td> <td style="text-align: center;">資本金等の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利益積立金額 <math>\Delta 800</math></td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </table>	現金等 200	資本金等の額	利益積立金額 $\Delta 800$	1,000	資本金等の額 160 / 現金等 160 (令8①十七)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金等 40</td> <td style="text-align: center;">資本金等の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利益積立金額 <math>\Delta 800</math></td> <td style="text-align: center;">840</td> </tr> </table>	現金等 40	資本金等の額	利益積立金額 $\Delta 800$	840
現金等 200	資本金等の額										
利益積立金額 $\Delta 800$	1,000										
現金等 40	資本金等の額										
利益積立金額 $\Delta 800$	840										

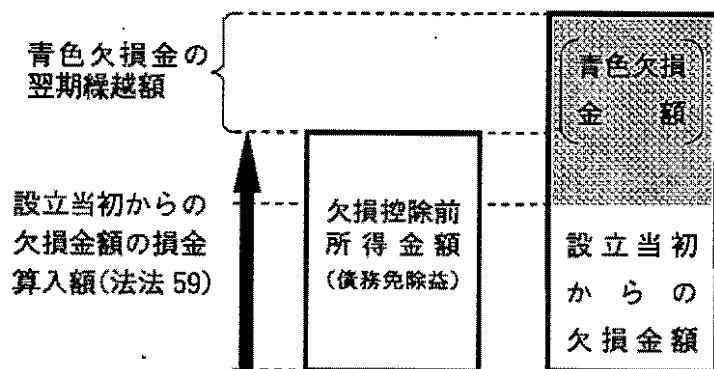
## 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入

### 【現行制度の概要】

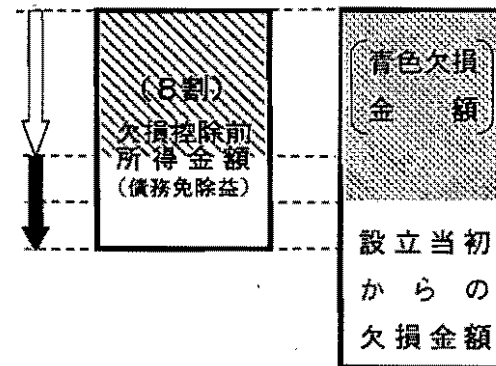
更生手続開始の決定等があった場合において、債務者が債権者から更生債権等につき債務の免除を受けたときは、設立当初からの繰越欠損金（いわゆる期限切れ欠損金）について損金算入（債務免除益等相当額が限度）をすることができる。

① 会社更生（法59①）、民事再生等（評価損益が計上された場合に限る。）（法59②）の場合

② 民事再生等（左記以外の場合に限る。）（法59②）、解散（債務超過が見込まれる場合に限る。）（法59③）の場合



1. 青色欠損金の損金算入額（法57）
2. 設立当初からの欠損金額の損金算入額（法59）



- (注) 1. 設立当初からの欠損金額の損金算入額のうち、青色欠損金額を構成するものとされた部分に相当する金額は、青色欠損金額からないものとされる。  
 2. 上記②の場合において、債務者が中小法人であるときは、青色欠損金の控除限度額は欠損控除前所得金額となる。

### 【問題点】

平成23年度改正において、税率引下げに伴う課税ベース拡大の一環として、中小法人以外の法人の青色欠損金の控除限度額を欠損金額控除前の所得金額の80%相当額（改正前：100%相当額）とするとともに、青色欠損金の繰越期間を9年（改正前：7年）に延長したところ。

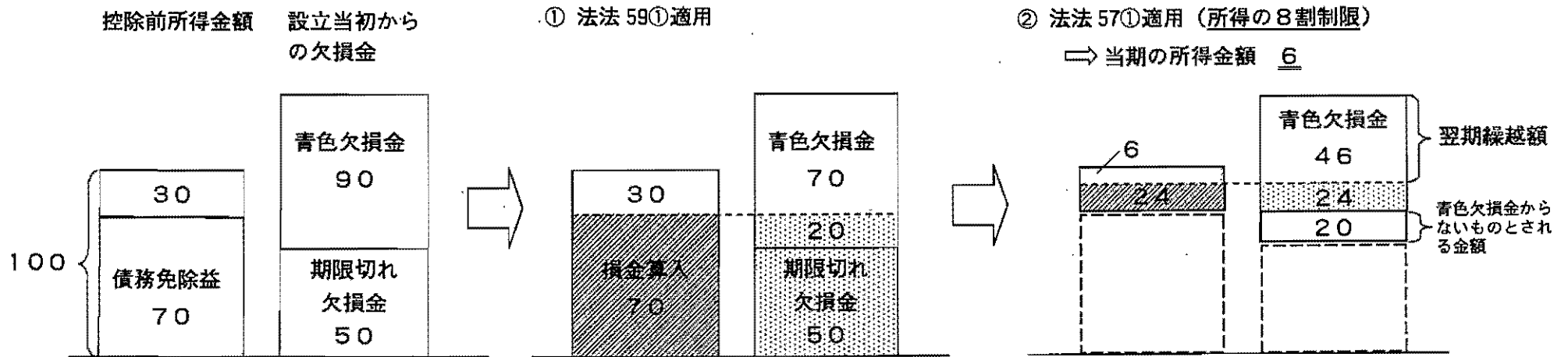
中小法人以外の法人が、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度を適用する場合に、債務免除益以外の所得があるときは、期限切れ欠損金の控除順序の違い（上記①・②の場合）により、青色欠損金の控除限度額の8割制限の効果（債務免除益以外の所得の2割を課税所得とする）が打ち消され、最終的な所得金額に差異が生ずる。[図1参照]



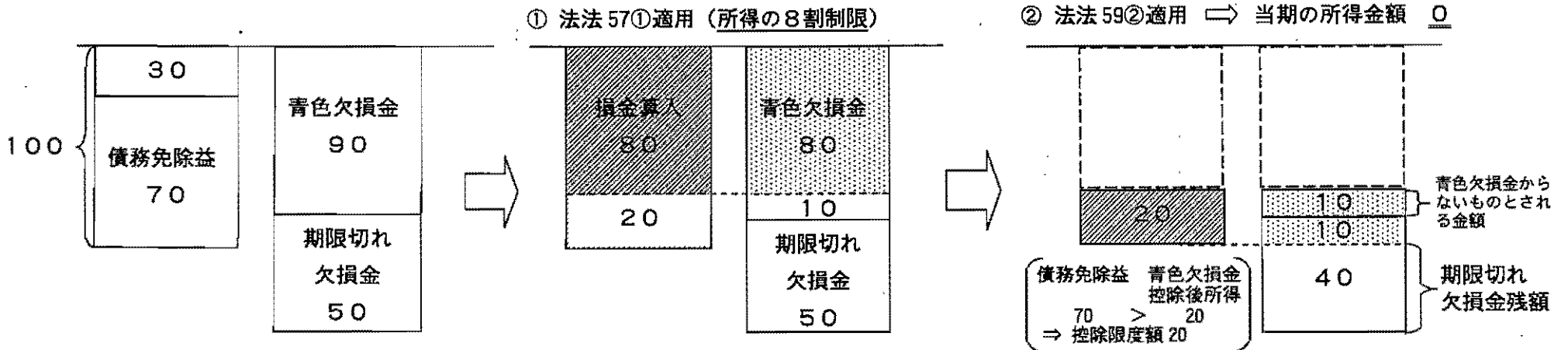
# 期限切れ欠損金の控除順序（中小法人以外の法人の場合）

図1

(1) 期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して控除する場合（法法59①②三の場合）



(2) 期限切れ欠損金を青色欠損金に劣後して控除する場合（法法59②一二的の場合）



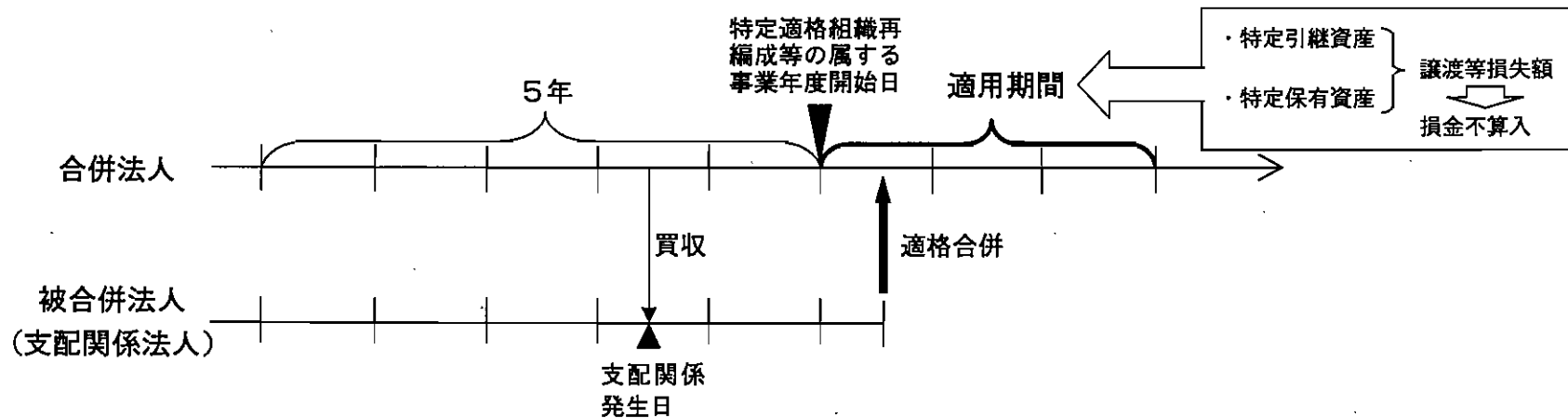
【問題点】 期限切れ欠損金の損金算入制度における控除限度額が債務免除益等相当額とされているため、上記(2)の場合では、青色欠損金の損金算入制度の適用後の所得金額のうち債務免除益等相当額までは全額控除されてしまう。

# 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入

## 【現行制度の概要】

法人と支配関係法人との間でその法人を合併法人等とする適格合併等のうち共同で事業を営むための適格合併等に該当しないもの（特定適格組織再編成等）が行われた場合に、その支配関係がその法人の特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じているときは、その法人の適用期間(注1)において生ずる特定引継資産(注2)又は特定保有資産(注3)に係る譲渡等損失額は、その法人の各事業年度の損金の額に算入しない。(法法62の7、81の3)

- (注) 1. 特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日（その日が支配関係発生日以後5年を経過する日後である場合には、その5年を経過する日）までの期間
2. 特定適格組織再編成等により移転を受けた資産で被合併法人等が支配関係発生日前から有していたもの
3. 合併法人等が支配関係発生日前から有していた資産



## 適格合併等の場合における欠損金の制限措置

### 【現行制度の概要】

- 被合併法人から引継ぎを受ける未処理欠損金額に係る制限（法法57③、法令112⑤）

適格合併に係る被合併法人と合併法人との間に支配関係があり、その支配関係がその合併法人の適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、①及び②の欠損金額は、被合併法人から引継ぎを受ける欠損金額（未処理欠損金額）には含まれない。

- ① 被合併法人の支配関係事業年度前の各事業年度の欠損金額
- ② 被合併法人の支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額相当額から成る部分の金額

- 合併法人等の繰越青色欠損金額に係る制限（法法57④、法令112⑥）

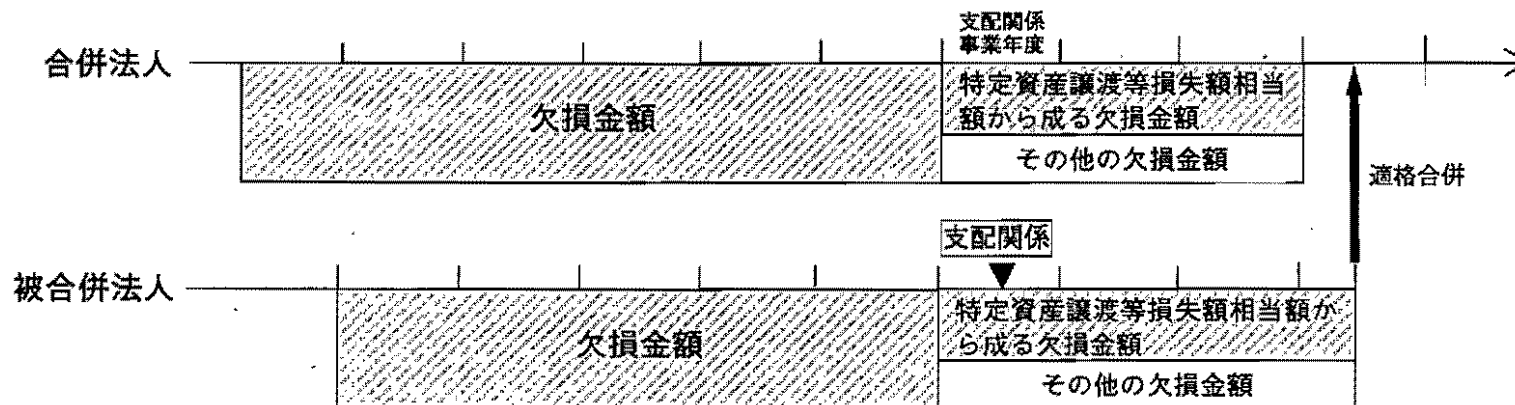
法人と支配関係法人との間でその法人を合併法人等とする適格組織再編成が行われ、かつ、その支配関係法人との支配関係がその法人の適格組織再編成の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格組織再編成が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、その法人の①及び②の欠損金額は、当該事業年度以後の各事業年度においては、ないものとされる。

- ① その法人の支配関係事業年度前の各事業年度の欠損金額
- ② その法人の支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失額相当額から成る部分の金額

（注） 特定資産譲渡等損失額相当額から成る部分の金額

支配関係事業年度以後の各事業年度で欠損金額の生じた事業年度ごとに、次のイからロを控除した金額をいう

- イ その事業年度に生じた欠損金額のうちその事業年度について法法62の7を適用した場合に特定資産譲渡等損失額となる金額に達するまでの金額
- ロ その事業年度に生じた欠損金額のうち既に繰越控除された金額等

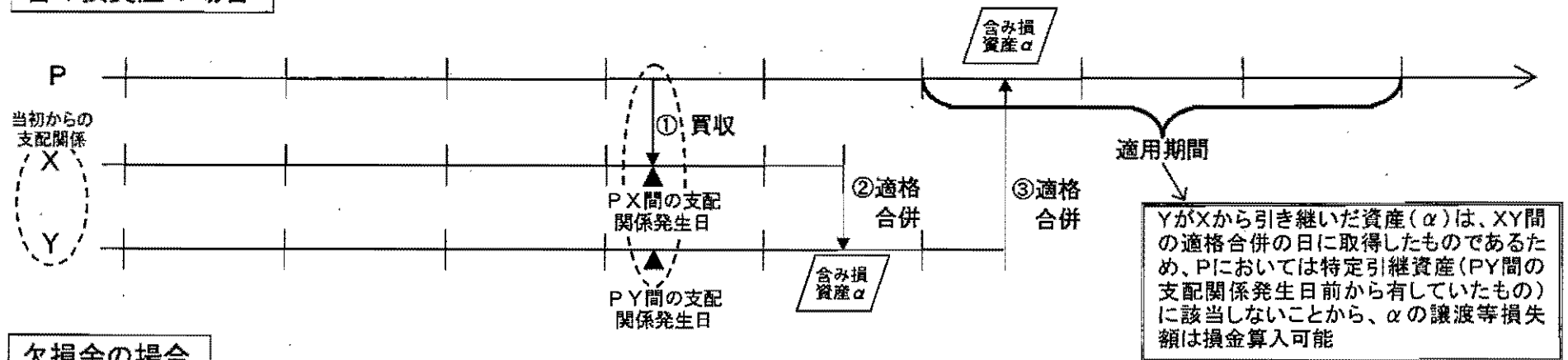


: 欠損金額はないものと、又は未処理欠損金額に含まないものとされ、合併法人において繰越控除できない。

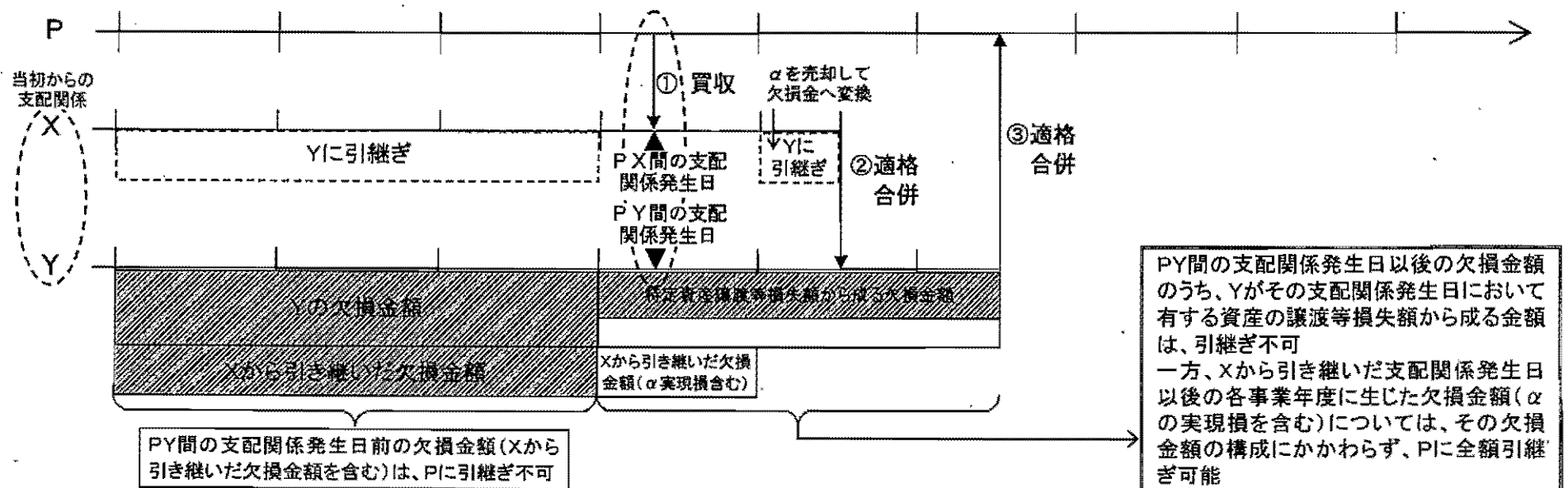
【問題点】

- 法人(P)が法人グループ(X及びY)をグループごと買収した場合において、買収前からそのグループ内の法人(X)が有していた含み損のある資産又は買収後に発生した欠損金（買収後に実現させた損失）を、買収をした法人(P)が直接に適格合併等で取得するときにはその資産の譲渡等損失額又は欠損金額は制限を受ける一方、そのグループ内で他の法人(Y)に一旦適格合併等で移転させた後に法人(P)が更に取得するときにはその資産の譲渡等損失額又は欠損金額は制限されない。

含み損資産の場合



欠損金の場合

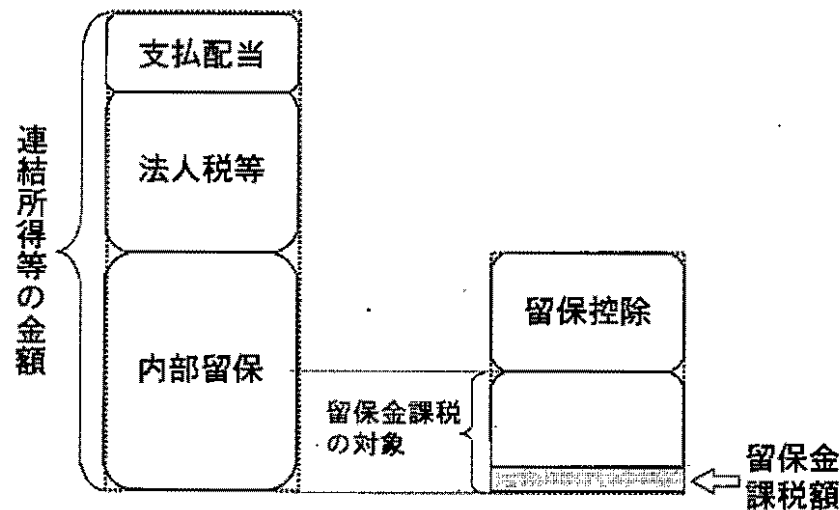


## 連結特定同族会社の特別税率

### 【現行制度の概要】

- 連結親法人が特定同族会社（1株主(その同族関係者を含む)による株式保有割合等が50%を超える会社のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの）である連結法人の一定額を超える内部留保に対し、通常の法人税のほかに、次の算式により算出される留保金課税額が課される。

$$\text{留保金課税額} = [\text{連結所得等の金額(注1)} - (\text{支払配当(注2)} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}] \times \text{税率}$$



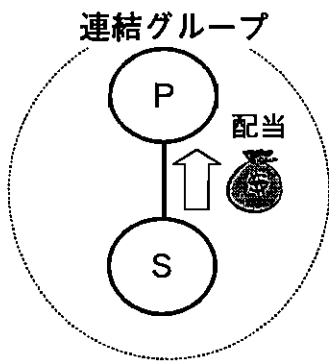
(注1) 連結所得等の金額とは、当該連結事業年度の連結所得の金額に、益金不算入となる受取配当等の額及び所得税額の還付金額等を加算したものをいう。

ただし、受取配当等のうち、連結グループ内の他の連結法人から受け取った配当は連結所得等の金額に加算しない。

(注2) 支払配当のうち、連結グループ内の他の連結法人に支払ったものを除く。

# 連結法人間で剰余金の配当が行われた場合の連結利益積立金額と連結留保金額

## 《通常配当（現金）の場合》



連結所得の金額の計算	
P	益金不算入 (81の4①)
S	剰余金の配当は資本等取引に 該当（損金とはならない）

連結法人全体の所得の金額に  
影響しない。

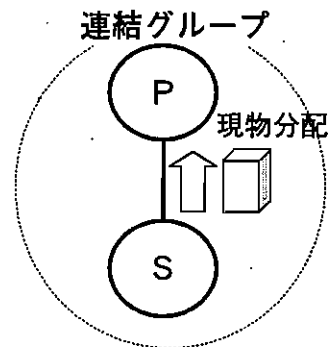
連結利益積立金額	
連結利益積立金額の加算項目 (令9の2①一ハ)	
連結利益積立金額の減算項目 (令9の2①一)	

連結法人全体の利益積立金額は  
変動しない。

連結留保金額	
連結留保金額を構成しない (法81の13②三、令155の24)	
流出しない (連結留保金額を構成する) (令155の23②)	

連結法人全体の連結留保金額は  
変動しない。

## 《適格現物分配の場合》



連結所得の金額の計算	
P	益金不算入 (62の5④ (81の3))
S	帳簿価額による譲渡とする (62の5③ (81の3))

連結法人全体の所得の金額に  
影響しない。

連結利益積立金額	
連結利益積立金額の加算項目 (令9の2①二 (令9①四))	
連結利益積立金額の減算項目 (令9の2①六 (令9①八))	

連結法人全体の利益積立金額は  
変動しない。

連結留保金額	
連結留保金額を構成しない（当 該連結事業年度の所得とされ ていない）	
基準日の流出 (連結留保金額を構成しない) ※配当等の額に適格現物分配によるもの は含まれない(法23①、令155の23①②)	

【問題点】  
P及びSのいずれにおいても連結留保  
金額を構成しない ⇒ 適格現物分配と  
して配当した分連結留保金額が減少

## 入国者が輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例

### 【酒税】

・適用対象 — 携帯輸入されるウイスキー等（別送品を含む。）

・適用税率	— ウイスキー、ブランデー	500,000円/kl	ラム、ジン、ウォッカ	400,000円/kl
	リキュール	300,000円/kl	ビール、発泡酒	200,000円/kl

本則税率：酒税（以下のとおり） + 消費税 5%

ウイスキー、ブランデー、ラム、ジン、ウォッカ	370,000円/kl (37度まで)	+	10,000円/kl・度 (38度以上) (注)	
リキュール	120,000円/kl (12度まで)	+	10,000円/kl・度 (13度以上) (注)	
ビール、発泡酒（麦芽比率50%以上）	220,000円/kl		(注) アルコール分1度当たりの加算額	
発泡酒（麦芽比率25~50%未満）	178,125円/kl			
〃（麦芽比率25%未満）	134,250円/kl			

（参考）旅行者が携帯輸入する酒類のうち3本（1本760cc程度）までは免税とされている（恒久措置）。

### 【たばこ税】

・適用対象 — 携帯輸入される紙巻たばこ（別送品を含む。）

・適用税率 — 10,500円/千本（本則税率 11,424円/千本 + 消費税 5%）

（参考）旅行者が携帯輸入する紙巻たばこのうち200本（非居住者は400本）までは免税とされている（恒久措置）。

#### ○ 制度の目的

旅行者等が入国の際に輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに課される酒税・たばこ税等の納税手続きの簡素化を図ることを目的としたもの。

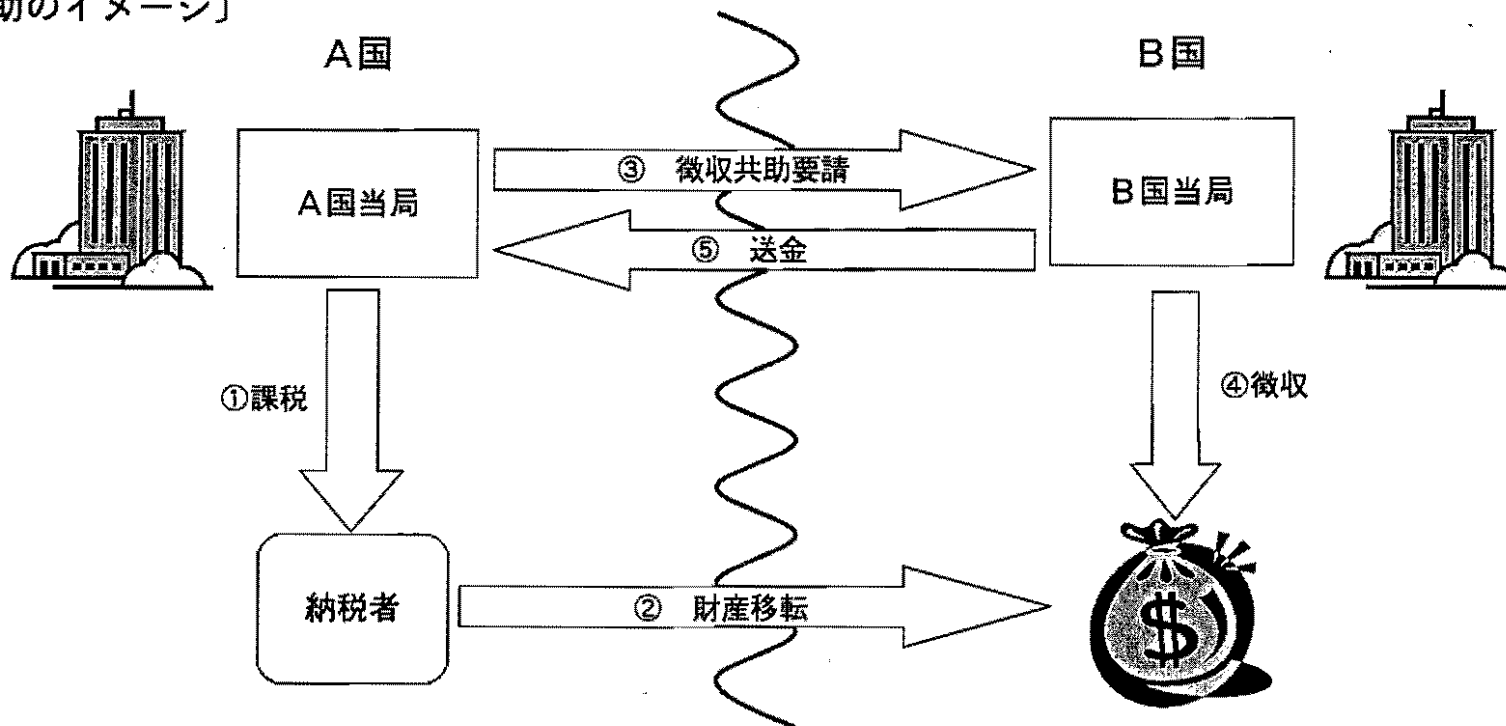
#### ○ 適用期限

平成25年3月31日（毎年、適用期限を1年延長してきている。）

## 徴収共助制度の見直し

- 徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収していきこうとする枠組みをいう。  
(注) 条約の枠組みとしては、1988年に成立した欧州評議会・OECD税務行政執行共助条約（税務行政執行共助条約）が存在し、また、OECDモデル租税条約においても徴収共助に関する規定が盛り込まれている（2003年）。
- 平成24年度税制改正において、条約に基づき外国当局と徴収共助を行うための法令の整備が行われた（平成25年7月施行）。

〔徴収共助のイメージ〕



### 【見直し案】

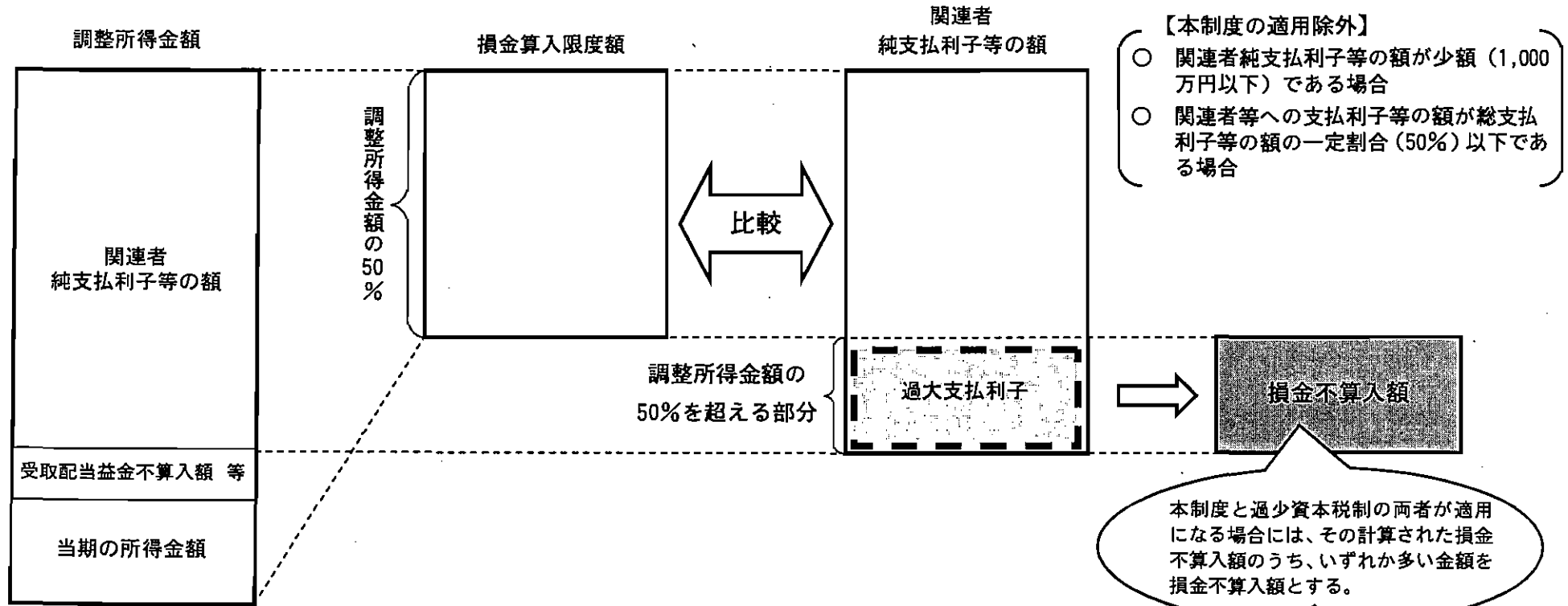
徴収共助に関して条約相手国に対する送金事務を合理化するための根拠規定等の整備を行う。



# 過大支払利子税制の見直し

## 制度の概要

所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額(注1)のうち調整所得金額の一定割合(50%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない(注2)。



(注1) 関係者等(直接・間接の持分割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者及びこれらの者による債務保証を受けた第三者等)への支払利子等の額(利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。)の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

(注2) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

## 平成 24 年度税制改正大綱（抄）

平成 23 年 12 月 10 日 閣議決定

### 第 3 章 平成 24 年度税制改正

#### 8. 検討事項

〔国税〕

（9）税制の抜本的な改革を進めるに当たって、今後とも申告納税制度の円滑かつ適正な運営を確保していくためには、納税者と日常的に関わりを持つ税理士の果たすべき役割は非常に重要なものと考えられます。税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、関係者等の意見も考慮しながら、その見直しに向けて引き続き検討を進めます。